様式第２号の１－②【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の１－①を用いること。

学校名	中津ファビオラ看護学校
設置者名	一般社団法人　中津市医師会

１.「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
専門課程	看護学科（改正前）	夜・通信	９単位	９単位	
	看護学科（改正後）	夜・通信	１０単位	１０単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
（備考）					

２.「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.fabiola.jp/publics/index/59/

３．要件を満たすことが困難である学科

学科名
（困難である理由）

様式第２号の２－②【⑵-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第２号の２－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	中津ファビオラ看護学校
設置者名	一般社団法人　中津市医師会

１．大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	１．中津ファビオラ看護学校運営推進会議　２．運営会議
役割	**１．中津ファビオラ看護学校運営推進会議** （目的）本校の経営にかかる事項を検討する。 （構成員） 学校長、副学校長、学校担当理事（中津市医師会理事）、副学校担当理事（中津市医師会理事）、准看護学科教務主任、看護学科教務主任、事務課長、中津市医師会事務局長 （審議事項） １．学校の事業計画及び予算に関すること ２．学校の事業報告及び決算に関すること ３．学生・生徒募集及び入学試験の実施に関すること ４．その他学校の経営を行ううえで重要な事項 （方法） ・中津ファビオラ看護学校運営推進会議は、学校経営の具体的な事項を審議するため、原則として年２回開催する。学校長が必要と認めた際には、臨時で開催することができる。 ・議長は、学校担当理事をあてる。 ・ファビオラ推進会議にて審議し決定した事項は、必要に応じて学校担当理事若しくは副学校長が理事会に提示する。 ２．運営会議 （目的） １．本校の運営にかかる事項を検討する。 （構成員） 学校長、副学校長、学校担当理事（中津市医師会理事）、副学校担当理事（中津市医師会理事）、准看護学科教務主任、看護学科教務主任、事務課長 （審議事項） １．学校の教育方針、教育計画、教育内容に関すること ２．学区職員の任命その他重要な人事に関すること ３．学校の事業計画に関すること ４．学校の事業報告に関すること ５．学生・生徒募集及び入学試験の実施に関すること ６．学校の規程および規則の制定や改訂・改廃に関すること ７．その他学校の管理運営上重要な事項 （方法） ・運営会議は、学校経営の具体的な事項を審議するため、原則として年２回開催する。学校長が必要と認めた際には、臨時で開催することができる。 ・運営会議において審議し決定した事項は、必要に応じ学校の指示を受け、副学校長が理事会に提示する。

２．外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
中津市医師会理事	2026 年 5 月 31 日 ～終期未定	中津ファビオラ看護学校 担当理事
中津市医師会理事	2026 年 5 月 31 日 ～終期未定	中津ファビオラ看護学校 （副）担当理事
中津市医師会事務局長	2026 年 4 月 ～終期未定	中津市医師会
（備考）		

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	中津ファビオラ看護学校
設置者名	一般社団法人　中津市医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) １．授業計画書（シラバス）は、本校所定の様式に基づいて作成する。 記載内容は、科目名、担当講師、開講年度、単位数（科目時間数)、授業形態、学習目標（到達目標)、授業計画、成績評価、教科書、参考図書、関連科目等を記載する。 ２．成績評価の方法として、終講試験の結果やレポートの内容等に基づいて、学生等の学修成果を判定する。 ３．授業計画書の作成については、次年度授業の担当講師を前年の 11～12 月決定する。その後、担当講師は本校の教育方針及び学則の教育課程に基づいて授業計画を作成し、全授業科目の授業計画を 1 冊にし、新年度 4 月に学生・生徒へ配布する。 ４．学校ホームページにて新年度開始の 4 月に授業計画を公表する。 ５．科目の進度は教育計画及び進度表に従い実施する。毎月 1 回の教育課程委員会にてカリキュラムの実施状況や進度について確認・検討し、評価する。 さらに、終講時の授業の際に学生・生徒による評価を行ない、その結果を次年度に活かす。
授業計画書の公表方法　https://www.fabiola.jp/publics/index/59/
２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要）
成績評価の方法・基準については、学則第 8 条・24 条・25 条、細則第 13 条及び履修規程に基づいて、下記の通り厳格かつ適正に実施している。

1. 学則第 8 条
   1）本校の教育課程及び単位数と授業時間数は、別表 1 の通りとする。
   （1）講義及び演習については、15 時間～30 時間をもって 1 単位、実験・実習及び実技については、30 時間～45 時間をもって 1 単位、臨地実習については、45 時間をもって 1 単位とする。
2. 学則第 24 条
   1）学習の評価は、学科試験、臨床実習及び平素の出席状況、学習状況を考慮するものとする。
   2）1 科目の出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 に達しない者は、その評価を受ける資格を失う。
   3）全授業科目の評価は、100 点満点とし 60 点以上を合格とする。
3. 学則第 25 条
   1）所定の教科目を履修、または終了した者については、学校長が認定を行う。
   2）欠席日数が学年内に所定の出席すべき日数の 3 分の 1 を超えるものについては、原則として進級または卒業を認めない。
4. 細則第 13 条　学則第 24 条、25 条の規定に基づき以下の事項を定める。
   【両科共通】
   1）出席時間数が科目別授業時間数の３分の２に達していない者は、その科目の受験資格を失う。ただし、学校長が認めた場合において、補習を行えば追試験を受けることができる。
   2）各科目の試験はその科目の終了後に行い、時間数に応じた配慮をし、それを評価する。
   3）学生・生徒の成績順位は、全授業科目の評価の本試験の点数により定める。
   4）学則第 24 条の再試験の合格は 60 点以上とし、得点は 60 点以上であっても、60 点を上限とする。
   5）学則第 24 条の追試験の得点は、80%で計算し 60 点以上を合格とする。追試験の結果、不合格となった者については再試験を行う。
   6）再試験、追試験を受験しようとする者は、各試験願いに必要事項を記入のうえ、別に定める試験料を添えて提出しなければならない。
   7）実習評価についての規定は、別に「実習指導要綱」に定める。
   8）学校保健安全法で定められた感染症に罹患し、学校長が出席停止と認めた者は、試験とならず本試験扱いとする。
   9）すべての試験の採点については、当該講師の判断によるものとする。
   【看護学科】
   1） 各科目において、60 点以上を取得したものについて単位を認める。
   2） 取得できなかった単位が 1・2 学年において、2 単位以上の場合は進級することができない。
   3） 復学者においては、学年での出席日数による進級の判定は該当しない。
5. 履修規程第 5 条
   1）科目の出席時間数が授業時間数の 3 分の 2 に達していない者は、その科目の受験資格を失う。ただし、授業時間の 3 分の 2 に達するように不足時間の補習を行い、終講試験の前日の朝までに補習課題を提出すれば受験資格を得られる。
   2）学費を滞納している者は受験できない。
   3）試験方法は以下のとおりである。
   ①試験の出題は、各科目の担当講師が行う。
   ②受験科目の試験は、筆記、口頭試問、レポート及び実技等の方法により行う。
   ③各科目の試験は科目ごとに、その科目の終了ごとに随時行う。
   ④筆記試験時間は、50 分とする。
   ⑤試験時間開始 20 分を超えて入室できない場合は、試験を受けることができない。

⑥講師より指示された必要物品を忘れた場合は、貸し出しはしない。
⑦試験途中で退場した場合は、試験はそれまでとし続行は認められない。
⑧試験当日、発熱や体調不良の場合は事前に申し出ること。その状況によっては別室での受験を認めることがある。
⑨試験開始時間までに電話連絡がなく試験を受けられなかった者、または届け出ても正当な理由と認められない者（やむを得ない理由に該当しない者）は、当該科目の評価を 0 点とし、再試験の対象となる。
⑩受験者は試験中、次の事項を守らなければならない。また、下記の事項に違反したときは退場をさせられることがある。
・監督者の指示に従う
・用事のある場合は、挙手をする（床に物が落ちた場合も含む）。
・不正行為をしない。
・私語をしない。
・物品（筆記用具）の貸し借りをしない。
・下敷きを使用しない。
・筆記用具以外は、机の上・机の中に置かない。
・出席番号順に着席する。
・スマートウォッチなど電子機器を持ち込まない。
⑪試験中に不正行為を行った者については、当該科目の得点を 0 点とし、退学等の処分を命じる。

３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）

学則第 24 条、細則 9 条・13 条の規定に基づき、「履修規定」を定め、履修規定の第 5 条に授業科目の評価を定め、下記の成績指標の計算方法で得られた数値を客観的な指標とする。

GPA 算定は以下の通りとする。

$$GPA = \frac{\text{（履修科目単位×科目の GPA）の合計}}{\text{履修した科目の単位数合計（不可を含む）}}$$

GPA は小数点第２位を四捨五入し、小数点第 1 位までを表記する。

GPA を導入し学生個人の全成績を数値化することで学習成果を確認し、次の数値目標の立案に活かし主体的な学習に役立てる。

評点（終講試験得点）	ポイント（GPA）
100 点～90 点	4
89 点～80 点	3
79 点～70 点	2
69 点～60 点	1
60 点以下	0

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.fabiola.jp/publics/index/59/

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。
（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要） 卒業認定に関しては、学則第 25 条及び細則第 9 条に基づいて、下記の通り規定している。 1．学則第 25 条 1）所定の教科目を履修、または終了した者については、学校長が認定を行う。 2）欠席日数が学年内に所定の出席すべき日数の 3 分の 1 を超えるものについては、原則として進級または卒業を認めない。 3）全教科目を終了した者に対し、学校長は卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。 2．細則第 9 条 1）学則第 25 条の学校長が行う卒業の認定においては、所定の教科目の履修成績、出欠状況の結果及び卒業試験等の結果を踏まえて行う。 2）看護学科においては、卒業試験に合格した者は卒業を認める。 卒業試験の成績が目標得点に到達していない場合は、再試験を受けることができる。ただし、再試験で目標点に達しない場合は原級に留めるものとする。 卒業できなかった者は、当該学年で履修した全科目において再履修する者とする。 卒業試験について 必修問題　80%　　一般状況設定問題　70%以上 3．卒業認定は、すべての単位取得が必要である。 4．ディプロマポリシー（卒業時到達目標の方針） 1）看護師に必要なマナーとコミュニケーション能力を身につけ、看護を通して社会に貢献することができる。 2）人間の多様な価値観、生き方を尊重し倫理に基づいた看護が実践できる。 3）あらゆる発達段階、健康の段階にある対象に理論を活用し、科学的根拠に基づいた看護が実践できる。 4）専門職業人としての責務を自覚し、看護に対する興味心を広げ、探求心を持つことができる。 5）保健・医療・福祉チームにおける看護師の役割を認識し、多職種と協働できる。

卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.fabiola.jp/publics/index/59/

様式第２号の４－②【⑷財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第２号の４－①を用いること。

学校名	中津ファビオラ看護学校
設置者名	一般社団法人　中津市医師会

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.fabiola.jp/publics/index/59/
収支計算書又は損益計算書	https://www.fabiola.jp/publics/index/59/
財産目録	https://www.fabiola.jp/publics/index/59/
事業報告書	https://www.fabiola.jp/publics/index/59/
監事による監査報告（書）	中津市医師会内の掲示板に掲示

２．教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士
医療分野	専門課程	看護学科	○	

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
３年	昼	2085 時間／76 単位	1365 時間/60 単位	時間/単位	720 時間/16 単位	時間/単位	時間/単位
			2085 時間／76 単位				

学生総定員数	学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
１２０人	６７人	０人	７人	６３人	７０人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） １）授業方法及び内容 ・方法は、講義、演習、グループワーク等で行う。 ・内容は、シラバスに示している。 ２）年間授業計画 ・４月に教育計画および進度表を提示する。 ・年度ごとに科目担当を決定し、教育内容および方法と進度をシラバスに提示できるよう検討する。 ・シラバスには、科目名、単位数（時間数）、担当講師、概要、目標、内容、評価について記載する。 ・４月に学生便覧およびシラバスを配布する。
成績評価の基準・方法
（概要） 学則第２４条の規定に基づき、概要は以下に示す。 ・出席時間数が授業時間の３分の２に達していないものは、その科目の受験資格を失う。 ・試験を受けられなかった場合、学校長がやむを得ないと認めた場合は追試験を受けることができる。追試験の成績は８０％で計算し、６０点を合格とする。追試験が不合格の場合は、再試験を受けることができる。

・全授業科目の評価は、１００点満点とし６０点以上を合格とする。
・合格点に達しなかった場合は、再試験及び再実習を受けることができる。再試験の成績は６０点を合格とし、得点が６０点以上であっても６０点を上限とする。
・各科目において、６０点以上取得した者について単位を認める。
・各科目の試験はその科目の終了後に行い、時間数に応じて配慮し、それを評価する。
・成績順位は、全授業科目の評価の本試験の点数により定める。
・学科目評価は、学科試験、実習評価、出席状況について評価する。
・学籍簿には点数を記載する。

卒業・進級の認定基準

（概要）
学則第２５条に基づき、概要は以下に示す。
・所定の科目を修了した者については、学校長が認定を行う。
・欠席日数が学年において出席すべき日数の３分の１を超える場合は原則として進級又は卒業を認めない。
・全科目を修了した者に対し、学校長は卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。
・進級試験および卒業試験を行い、目標得点に到達しない場合は、再試験を受けることができる。ただし、再試験で目標点に到達しない場合は言及に留める。
・取得できなかった単位が１・２学年において、２単位以上の場合は進級することができない。

学修支援等

（概要）
各学年に７名の教員が数名の学生を担当（チューター）し、個別指導を行う。
１年次から計画的に国家試験対策を実施し、個別指導を行う。
登校日の朝、毎日１０分の学習時間を設定し、授業以外の学習時間を確保している。
補習講義を実施している。
希望者へメンタルヘルスサポートを行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
32 人（100%）	0 人（ %）	32 人（100%）	0 人（ %）

（主な就職、業界等）
県内医療機関　梶原病院、川嶌整形外科病院、酒井病院、中津胃腸病院、
中津市民病院、中津第一病院、
宇佐市、豊後高田市の医療機関など

（就職指導内容）
・就職ガイダンスを開催し、学生が就職先について直接相談できる機会を設定している。
・就職に対する相談は随時個別でも実施している。

（主な学修成果（資格・検定等））
・看護師国家試験受験資格、専門士（看護専門課程）の称号授与

（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
77　人	1　人	1.3　%
（中途退学の主な理由） ・体調不良による療養のため		
（中退防止・中退者支援のための取組） ・メンタルヘルスサポートを行っている。 ・各種奨学金についていつでも相談できるように説明し、対応している。 ・家族との連絡を密に図り、連携を取りながらサポートしている。		

②学校単位の情報

ａ）「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 （年間）	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	250,000 円	400,000 円	230,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

ｂ）学校評価

自己点検評価結果の公表方法
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.fabiola.jp/publics/index/59/
第三者評価の基本方針（実施方法・体制）
1. 目的 学校が実施した「自己点検・自己評価」の評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、評価委員会の委員より意見、助言を得ることにより学校運営、教育活動などの改善を図ることを目的とする。 2. 評価委員：評価委員会を構成する委員は3名以上とし、学校職員並びに中津市医師会理事以外の者で次の区分より学校長が委嘱する。 (1) 卒業生　(2) 実習医療機関　(3) 教育に関する有識者 (4) 保護者　(5) 学校長が必要と認める者 3. 評価委員の選定：任期2年間、学校長が委嘱する。 4. 評価時期：年1回 5. 評価項目：Ⅰ（教育理念・教育目的）、Ⅱ（教育目標）、Ⅲ（教育課程経営）、Ⅳ（教授・学習・評価過程）、Ⅴ（経営・管理過程）、Ⅵ（入学）、Ⅶ（卒業・就職・進学）、Ⅷ（地域社会・国際交流）、Ⅸ（研究） 6. 「自己点検・自己評価」実施後のデータを集計分析し、その結果を基に意見交換を行う。 7. 評価結果：学校関係者評価の結果を副学校長が集計分析し、次年度の学校運営に活かす。また、その結果を自己評価とともに学校長の指示のもと理事会へ提示し承認を得たのち、学校ホームページへ掲載する。

第三者評価の委員		
所属	任期	種別
実習医療機関　事業管理者	2025 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	医師
教育機関（2 名）	2025 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	有識者
病院看護師	2025 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	卒業生
第三者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.fabiola.jp/publics/index/59/		
（備考）		
令和９年５月実施予定 「第三者評価の基本方針（実施方法・体制）」「第三者評価の委員」「第三者評価結果の公表方法」の各欄には、学校関係者評価に関する情報を記載している		

c）当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） https://www.fabiola.jp